

令和3年度第7回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日時 令和3年(2021年)10月26日(火) 午後4時～6時
2. 場所 国立市役所 委員会室
3. 出席者 委員7名
委員 炭谷委員(会長)、大島委員、押田委員、神田委員、藤沢委員、三井委員、渡邊委員
事務局 4名(松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、岩元主任、庄司主事)

【炭谷会長】 時間になりましたので始めさせていただきますと思います。本日は古川副会長と呂委員がご欠席です。

それでは事務局から職員の異動についてお願いいたします。

【事務局】 室長補佐の高橋が9月1日付の人事異動で新型コロナウイルスワクチン接種対策室に異動となりました。以上となります。

【炭谷会長】 ありがとうございます。それでは続きまして委嘱の関係をお願いいたします。

【事務局】 1期目の任期が6月末日付になっておりましたが、高松委員以外の皆様には引き続き2023年6月末まで任期2年間の委嘱をさせていただきました。皆様のお手元に委嘱状を机上配付しております。

また、高松委員の後任の方につきましては、現在事務局で検討を行っております。また改めてご報告をさせていただきますと思います。

【炭谷会長】 ありがとうございます。また引き続き2年間よろしくをお願いいたします。

私も幾つかの審議会に参加させていただいておりますけれども、これほど頻繁にじっくりと検討する審議会は初めての経験でございます。皆様大変ご熱心に参加をいただきありがとうございます。

それでは配付の資料の確認をお願いいたします。

(資料確認)

【炭谷会長】 それでは本日の審議内容について確認します。

前半は、分野別人権課題の「様々な人権侵害」の中の「職業差別」について、押田委員からご説明を頂き、意見交換をしたいと思います。休憩を挟みまして、後半は分野別人権課題の「高齢者」について、市役所の健康福祉部の職員からご説明を頂き、その後意見交換いたします。

それではまず(1)「職業差別の人権課題」について、押田委員から20分程度で、ご説明をお願いいたします。

【押田委員】 私は市民公募委員としてこの審議会に入っておりますけれども、今日は長い間清掃で働いてきた者として、職業差別に関連した人権問題について少しでも皆さんと共有できればと思います。

私は1972年に清掃の仕事に入りました。当時は東京都清掃局という部署があり、その世田谷清掃事務所というところで16年ばかり働き、その後千代田区の清掃事務所で28年働きました。一貫してごみの収集作業です。まちで集積所に出されているごみを取って回る、それで清掃車に積み込むという仕事をやってまいりました。最終的に44年間ごみの清掃収集に携わった上で、2016年3月に終了しました。

その間、清掃に対する差別の問題を手始めとして、部落差別の問題、あるいは様々な差別の問題、

人権課題にずっと携わることができたということは、私としてもとても誇りに思えます。

2番目の「職業差別とは」ですが、どちらかと言うと体の上ではそんなにきつくなくて、なおかつスマートで汚れも少なく、しかも比較的学歴が高く社会的な評価も高い、そういう仕事が比較的いい仕事と見られていて、そうではない汚れ仕事であったり肉体的にきつかったり、あるいは差別的な扱いをされるような仕事が悪い仕事と見られている。その悪い仕事に対して差別をするというのが現実には起きていると思っています。

とりわけ芝浦屠場という牛や豚の解体屠畜をしている職場があるのですが、屠場の仕事と私たち清掃の仕事というのはある意味では並んで職業差別にずっと遭ってきたと思っております。

3番目に「差別の歴史の実相」としましたが、清掃の差別がいつから起きているのかは、私自身は特に学術的に調べたりということではありませんので定かでない部分もありますけれども、そもそも植物や動物が命を全うして枯れたり死んだりしても大地の栄養になるという意味では、ごみなどというのは自然の社会ではありません。自給自足の社会では、ある意味ではほとんどごみと言われるものも出ないので、今に続く清掃に対する差別意識は多分ほとんど生まれていなかっただろうと思います。

自分たちの出すし尿などはみんな肥やしにして使っていましたし、わずかに出る紙のかすなどは焚きつけにすればそれで済んでしまいますし、食べ残しは庭に埋めて肥やしになる。例えば私の妻が成増に住んでいたのですが、彼女のところは子どもの頃は清掃車は来なかったと。要するに成増という板橋の地域でもごみの収集がなかったと言っています。実際にほとんどごみらしいものがない生活は都内でも実際にあったようです。

しかし、江戸時代には、徐々に人口が密集したり、様々な分業が始まって、いわゆる自給自足ではない状況の中でごみの収集というのが実際に始まっています。町々でごみを集める人が出て、それをあちこちの溝に埋めていました。「ごみ坂」などという名前の坂があるのですが、これは明らかにごみを埋めた、それで処理をしていたというのがいわれだと思います。そのうち今の江東区の富岡のほうに永代浦という埋立地が作られて、江戸時代にごみの埋立も始まっています。

そういう中で江戸時代の被差別民の方もごみ拾いをする仕事に携わったりしていましたが、ただ江戸時代のごみ清掃の業者さんというのは必ずしも被差別民かどうかははっきりしていません。ただやはりごみというものが、だんだん多くの庶民から見ても早くなくなってほしい嫌なものだという形で、どんどん差別的に見られるようになっていったらうとは思っています。

特に明治以降、近代の日本の中ではごみがどんどん出るようになりました。特に戦後の高度経済成長では、どんどん作ってどんどん消費をするいわゆる大量生産・大量消費がもてはやされたけれども、本来は一番大事な廃棄という最後のごみの処理という問題がおろそかにされて、そういう社会がまかり通っていた。皆さんもご記憶にあると思いますけれども、要するに最後の始末がちゃんとされないことを社会が軽視して、水俣病をはじめあちこちに公害問題が発生しました。あるいはまた、あちこちにごみの山ができて、東京でも1971年には、当時の都知事が「ごみ戦争宣言」というのをせざるを得ないほどごみ問題が大きくなりました。そういう中で、廃棄という問題をちゃんと真面目に考えない社会構造というのが、清掃に対する差別的な考えをどんどん加速させたのではないかと思います。実際に、1990年ぐらいをピークにしてごみが本当にどんどん増えました。

そういう意味では私は変わり始めたところに清掃に入って、今現在まで清掃の変化も、あるいは変わっていないところもずっと見てまいりました。

差別ということでは、まず臭いとか汚いという形で非常に忌み嫌われる露骨な差別は頻繁にあ

りました。かつて私が入ったころは、今よりもずっと露骨に、鼻をつまんで嫌な目つきをして通りすがるといことはいっぱいありましたし、子どもが「おじさんよくこんな仕事をしてられるね」とか「どこで寝ているの」とか「どこに住んでいるの」と平気で言ってくるようなことが実際にありました。

一番ひどい例としては、学校のそばで清掃の作業員がごみ収集をしていたら、2階の窓から先生が子どもたちをずらっと並べて「お前ら勉強しないとあななるぞ」という形で指を指したと。私たちもこれは絶対見過ごすわけにはいかないということで、学校や地域の教員組合にも言って抗議し、その教員の労働組合の集会のときに支部の副委員長が行って涙ながらに訴えることもさせていただいた。そしてそれが、今に続く子どもたちに対する環境教育の出発点になったのかなとも思っています。

私自身もそういう意味では差別を受ける経験は頻繁にありました。当時はなかなかそういうことがあってもちゃんと顔を上げて取り組むことが職場全体でもできなくて、どちらかというと泣き寝入りをしたり、あるいはいわゆる酒でうさを晴らすという形で、結局体を壊してしまう人たちもいっぱいいましたので、そういう意味では差別に負けてきた歴史が清掃の職場でも長く続いたと思います。

私が入ったのが1972年で、そのころから採用がすごく増えたのですね。私も22歳で入ったので大変若かったのですが、若い人たちで「今までの清掃の在り方がおかしいんじゃないの」という話になって、職場を何とか改善しようとか、危険な仕事ばかり通っていたのを直そうとか、あるいは「差別の問題ってあるよね」「これは泣き寝入りではやはりまずいよね」ということで職場を変える雰囲気はどんどん広がっていったと思っています。

特に私たち入って間もない頃というのは、仕事が大変危険な作業で、私の職場でも身近に事故で亡くなっている方がいます。車の後ろで挟まれたり、巻き込まれたり。清掃車というのはすごく危険な車で、きちんとした安全対策というのが当時ほとんどなされず、あるいは安全のための用具というのも極めて不十分だったりする。そういう意味では行政的にも非常に清掃を軽視する状況の中で事故が頻発して、私たちの仲間の貴重な命が奪われるという事態が次々と起きていました。

そういう意味で私たちが職場をどう変えようというときに、ちゃんと安全作業を確立しようと。そのことが差別を克服して、清掃の社会的地位を上げることに結びつくのだということで取組が始まりました。

これは長い取組でそう簡単ではありません。長い間「このやり方でいいんだ」と思っている職場の仲間たちにとっては「いや、走り回るんじゃなくてちょっとゆっくり歩こうよ」とか「追いかけられるのではなくてもっとゆとりを持った仕事をしよう」ということに対しても「そんなことをやったら時間がかかっちゃってしょうがないだろう」とか、「後ろに車がつかえたらどうするんだ」という形で抵抗もあった。それを徐々に安全なゆっくりした落ち着いた作業に変えていくという形で取組を進めて、そして今、23区での清掃の仕事というのは日本全体を見渡しても一番安全のことを真面目に考えて、安全な設備も整えて、それから安全教育もちゃんとしている。長い戦いの中である意味では勝ち取ってきたものと言えるかと思います。

清掃員は東京の場合、各区役所の職員ということになるわけですが、同じ区の職員の中では一番第一線で市民と向き合っている、いつも触れあって仕事をしている。単に出されたごみを片づけるだけではなくて、例えば分別をちゃんとするのがどうつながっていくのか、環境をどう守ることになるのかを市民と一緒に考えられるような取組を考えながら進めています。

また、子どもたちに対する学校での環境教育も非常に重視をしています。これは学校に出向いて、

ごみの分別がなぜ必要なのかを、パネルを作ったりゲーム形式にしたりしながら分かってもらい、スケルトン車といって清掃車の横をアクリル板で見えるようにしてごみが入っていく仕組みを子どもたちに見せたり、実際にごみを積む作業も模擬でやってもらったりしています。そういう中で子どもたちから「臭いよ」と言われたら「私たちごみを積んでいる作業員は悲しい思いをするよ」という形で差別の問題についても触れながら言うと、子どもたちというのはよく分かってくれて、最後帰るときにはみんな握手攻めになるぐらい非常にいい雰囲気です。清掃のことを理解をしてくれる。その子どもたちが家に帰って、家族に「こんなことにあったよ」と「ごみちゃんとしないといけないんだよ」と言うことによって、大人にもいい影響を与えて、全体として区民の意識が徐々に変わってきているなという実感をしているところです。

そうはいっても、今も差別そのものはなくなりません。あちこちで差別落書きがあったり、あるいはちょっと何か車がつかえると「早くどけ、ごみ屋」と罵倒されるといった差別意識はなくなっていない。ただ私たちの取組も含めて、住民も一緒に環境の問題を考えようという意識に少しずつ変わっていくとあって、その積み重ねの中でこの差別をなくしていく取組がとても大事ではないかなと思っています。

コロナ禍でもエッセンシャルワーカーの1つとして清掃員というのが見直され、昨年4月、5月辺りは感謝の手紙がごみ袋にいっぱいいたのですよね。それは私たちにとっては初めての体験で、ちょっと誇らしいといううれしい気持ちにもなりました。ただ、マスクとかティッシュペーパーなんか汚染されたものがいつ自分にかかってくるかわからないということで、大変リスクを負いながらの仕事なわけですが、こういう現場の労働者、どちらかといえば社会の下積みで働かされていてテレワークもできない、家にじっとしていたのでは一銭にもならない、そういう体を張って仕事をしている人たちのその仕事をきちんと見直す機会になってほしい。そういうことが職業差別をなくしていく大きな力になるのではないかなと思っています。

【炭谷会長】 どうもありがとうございます。ご質問、ご意見がございましたら自由にお願いをいたします。藤沢委員、どうぞ。

【藤沢委員】 お話の中身についてではないのですが、国立市の清掃はどんな格好で運用され、どんな人たちが働いているのでしょうか。

【押田委員】 このことについては私も言いたいことがたくさんあります。全面的に民間委託されていて、業者は作業員が2人ついて運転手というのはなかなかなくて、作業員が一人と運転手、場合によっては運転手だけ。車が集積場に着くと運転手が飛び降りてババッと積んで駆けずり回ると。それから非常に危険なのは、後ろに飛び乗って「ステップ乗車」といって、ごみを積むところに乗って移動してしまうのです。焦っているものですから。昔我々もそういうのがいっぱいあって、そこから落ちて死んでいる人もいっぱいいるのですけれども、それを私たちは全部やめさせたのですが、それが未だに続いていたり。それから場合によっては、ボタンを1回押すと1回ずつ止まらなくてはいけなくて回りっきりにしていて、1回押すと後はただごみを放り投げるだけ。

【藤沢委員】 結局効率のために無視せざるを得ないということですか。

【押田委員】 そうなのです。そういう意味での危険な作業がまかり通っているのが、国立市での実態です。

市政の問題としてこのごみの問題はちゃんと正していかなければいけないし、下請けにしても例えば条例でちゃんと賃金を確保したり、安全の対策を民間でも確保させることに取り組まないと、安か

ろう悪かろうでどんどん質が落ちて働く人が泣いてしまう状況があると思いますので、ここら辺はそれこそ条例を持っている国立市として大きな課題だと思っています。

【藤沢委員】 一貫して民間ですか。たしか東村山は市の職員を使っていたのだと思います。組合の役員のひとと話したことがある。

【松葉部長】 ちょっと補足をさせていただきます。平成6年ぐらいに清掃のほうに当時おまして、そのときは既に可燃と不燃については業者に委託をしていました。当然ですがもとは直営でやっていたと思います。当時はまだ河川敷のところに清化園プールがございまして、可燃については清掃工場があり直営でやっておりました。

不燃は環境センターで当時直営、粗大ごみも直営でやっていたのですが、平成8年頃から市職員の定員の関係もあり粗大も委託になっていったという流れです。

その後当然清掃工場の建て替えをどうするかという議論がありまして、また土壌の問題等もあって、現状では多摩川衛生組合のほうに稲城と府中と狹江と国立の4市で一部事務組合という形で入っています。

【藤沢委員】 直営の時代があったんですね。

【押田委員】 民間委託は今も国がそういう方針を明確に出していて、いわゆる行政改革というので安く上げるためには現業部門はどんどん委託しろと。清掃の仕事も真っ先にその対象になって、だからほとんどの自治体が民間委託にどんどん切り替わっていったのです。そうすると、市民にとっても税金が安く上がるのならというのでほとんどそれに対して文句も言わないという状態で、そのことがずっと放置されてきたというのが今の実態だと思うのです。

【炭谷会長】 ほかに何かございますか。

【神田委員】 ごみを集めているときの差別というのは幾つか伺ったのですが、職業に起因して私生活で何か差別されるということはあったのでしょうか。

【押田委員】 一番よくあるのは、なかなか仕事のことを子どもにも言えないと。子どもがお父さん清掃で働いていると言ったら差別されてしまうので言えないというのがあります。

【藤沢委員】 家族にも一生言わないできている人がいると言っていました。

【押田委員】 奥さんにも、退職するときまで役所に行っているとは言うけれども清掃で働いているとは言わない人も実際にいましたし、私も経験をしています。

そういう意味では、屠場は清掃以上に厳しいので本当に言えないといえます。組合で活動している人たちも悩んでいると言っています。今、清掃の場合はほとんどみんな子どもにも言えていると思いますけれども、かつてはあまり言えなかったというのが実際にあったと思います。

【炭谷会長】 結婚差別みたいなのはあったのですか。

【押田委員】 結婚についても、東京の場合は清掃の職場が比較的男性職場なのですね。そういう意味ではお付き合いをできるチャンスがないということもあるのですけれど、いざ女性と面したときには清掃で働いていることは正直に言えないと。さっき子どもや奥さんにもと言っていたけれども、特にお付き合いをするようなときには役所で働いているぐらいでごまかして済ましてしまうというのがあって、それで破談になった例というのは幾つか実際にあると思っています。

【藤沢委員】 私の聞いた話では、今だったら職員がプライバシーだから答えないのかもしれないですけども、都庁に身元調査で電話がかかってくる。主事としか答えない。今から30年以上前だからそれ以上は答えない。でも相手は現業かどうかを知りたい。清掃とかね。あと下水道局とかね。

【神田委員】 それでもう1つ伺いたかったのが、差別落書きというお話があったのですが、実際にその差別落書きはどのようなことが書かれていたのでしょうか。

【押田委員】 今日は簡潔にしているので資料には入れていないのですが、清掃工場で連続差別落書き事件というのがありまして「ごみ屋はえた・ひにん以下の虫けらだ」と。「ごみ屋」ということ自体が差別的なのですが、要するに「えた・ひにん」というのは、もちろん部落差別の中でも使われる江戸時代からの差別用語ですよね。その「えた・ひにん」よりさらにそれ以下の虫けら、人間ではないというのがごみ屋なのだという、そういう差別落書きがありました。

それからあともう1つ典型的なのは、今ルールを守らないごみはレッドシールなどで残されますよね。混ぜこぜだったり曜日違いだったりするとちゃんと出してくださいと、残されたごみにシールが貼られます。あるいは事業所は23区の場合シールが必要なので、そのシールがないときは警告します。その残されたごみに対して「黙って持ってけくそごみ屋」というのを赤字で袋に大書きしていたという差別事件もありました。

この2つは文字面でもしっかり残っているし、大きく書かれているのではっきりしているのですが、そのほかにも葛飾などでは部落差別にまつわっての連続落書きというのが15年ぐらい続いているのですが、要するに清掃の仕事と部落差別とを結びつけるような形での落書きというのが幾つも見つかっています。

【大島委員】 都教委にいらるころ、研修の一環で教員を連れて品川の屠場に行きました。牛と豚を並べて解体するところから肉になるところまで全部見せるのですよね。

ここからが僕の話なのですがすけれども、時間はかかるかもしれないですけれども、押田委員の話の中で差別が厳然とあるということは事実なので、それがあうということも大事なだけけれども、その差別の現実を少しでもなくし好転させていく取組の中で学校というのが出てきましたよね。

実は国立がどうか僕もよく分からないのですがすけれども、恐らく各教育委員会でごみ処理場を見せたり、ごみ処理の現実を見せたりする教育というのが行われている。そういう身近なところでこういうふうに分ちたちのごみが処理されていて、すごく大事なのだと学ぶ。それを幾ら字面で勉強してもなかなか難しいのですよね。ところが現実を見るとそうではないということが分ちてくる。もちろん職業差別は清掃だけではないと思うのですがすけれども、恐らく各教育委員会で見せている数少ない職業の1つではないかなと。

となると、これからいろいろなことを考えていく上で、時間はかかるけれども教育の中でどう取り上げていくのが非常に重要になるのではないかなと。キャリア教育もそうですけれども、文章とかペーパーだとかビデオとかではなくて、現実に実際のところを見て、実際の人が話してというその現実がすごく子どもには浸透するのですね。

併せて、おそらく4月1日に教員が採用されて国立市の状況なんかを見て回る機会があるのですけれども、必ず清掃工場は行くはずです。その中でそこで働いている人たちの意見を聞く機会があつて、これを教育の中に取り入れてくれということを必ず言っているはずです。人権ということを考える上でそういう現実の姿をきちんと公開して見せる。この辺はすごく大事な視点だったのではないかなと思ひます。

【炭谷会長】 大変重要な視点だと思いますね

【押田委員】 昔から、いわゆる清掃工場の見学というのは比較的どこでもやるのですよね。大体4年生ぐらいかな。だけれども清掃工場というのは、比較的近代化されて綺麗になっているところなの

で、それだけ見ると半分も分かっていない。実際のごみを取っているところとか、それがどう流れていくのかというのをつぶさに見ることによって、もっと自分に引きつけて、自分の家から出したごみがどうなるのかというのは直接見るのがとても大事なことだと思っています。

それと、今、来年の2月ぐらいに発行する予定の本を書いています。「ごみ清掃のお仕事」という本で、これも小学校の高学年から中学生ぐらいをターゲットにして子どもたちにちゃんと理解してもらおうということで、何とか分かりやすくということを胸にして書いています。

ごみが自分の家からなくなることだけしか興味がない人たちに、実際にそのごみがどう流れていてどう処理されて、そこで働く人間がどういう思いでやっているのか、どういうことが問題になるのかというのをちゃんと知ってほしい。ちゃんと知ることによって偏見がなくなって、差別の目が摘まれていくことはとても大事なので、そのことを胸にして、今、本を作りつつあります。

【渡邊委員】 職業差別の話と教育の話は大変よく分かりました。

1つお伺いしたいのは、清掃を直営でやっていることと、民間委託でやっていることと、差別の問題というのはどう関係するのかということです。

【押田委員】 民間で委託する場合は、まず真っ先にいかに清掃の仕事全体を安く上げるかということが最初のモチベーションになっていますよね。当然入札をして業者を決めるわけですが、入札を取るためには少しでも安いお金を入れて取ると。そうすると結局のところ、その業者は民間ですからもちろんそれで利益を上げなくてはいけないということになれば、必ず働いている人の賃金をなるべく安くする。それから、清掃で危険な作業をやめさせて改善をしていくためには結構お金がかかるので、安全を二の次にしていく。そうでないとお金がかかってしまうために、直営の部分と民間の部分と比較すると、とりわけ安全の問題というのがどうしても疎かになって大変危険な作業がなかなか改善されないということが結びつくだろうと思います。

今、国立の民間の業者がやっている仕事というのはみんな一生懸命やっているのですが、本当に危険だと思えることが未だに続いているという意味では、そこの違いというのはものすごく大きいなと。しかも若い人しかいないのです、働いている人が。要するに年寄りが続けていけないのだと思います。公務員の場合は、ちゃんと定年まで安心して安全に働いていくためのことを考えながらみんなで協力し合っているというのがありますので、そういった違いが非常に大きいのかなと思います。

【炭谷会長】 労働者の人権という意味でも大変関係が深いですね。ありがとうございます。ほかに何かございませんでしょうか。

【神田委員】 先ほどお話の中に「ごみ屋」という言葉が非常に嫌だというご発言が何回か出てきたのですが、私は残念ながら「ごみ屋」という言葉を初めて聞きました。「ごみを売っているわけではないし、ごみ屋か」という感じで、もう1つ別の視点で考えてみるのが、私のいつもの仕事なのですが、インターネットに「ごみ屋」と書かれた場合に、これを削除請求できるのだろうか。これが侮辱的な言葉なのかどうなのか、背景事情は何なのか。ニュアンスは何なのかというのが気になりました。いかがでしょうか。

【押田委員】 例えば家庭の主婦などが私たちを呼ぶときに「ごみ屋さん」というのは結構普通に言われるのですよね。小さな子どもも親しみを込めて「ごみ屋さん」と言うことが結構あります。その場合はそこに差別的な意味合いが込められているとは私たちは理解しません。だけれども同じ言葉で「ごみ屋！」と言った場合は、明らかに攻撃的で「ごみ屋のくせに」という意味合いで「ごみ屋」が使われるのは、これは明らかに差別的な使われ方だと思っています。

先ほど言われたように、我々はごみを売って商売にしているわけではないけれども、いわゆる社会的に慣れ親しんだ言葉として「ごみ屋さん」というのは決して珍しい言葉ではない。その言い方の中に含まれた意味合いが明らかに差別的なのかどうかという違いがあるかと思います。できれば、普通に使うときも「ごみ屋さん」と言うよりは、例えば「清掃の職員」とか「清掃の作業員さん」と言われたほうが正しいかなと思います。

【藤沢委員】 何々屋さんという言い方は、例えば「郵便屋」と言うと郵便局の人はあまりうれしそうな顔しないですね。私、電報局でアルバイトをやったことがあって「電報屋」というとあまり嫌な感じはしない。「電報屋」とはあまり言われたいのですが。

大体そういうのは職業の社会的な扱い方を反映して差別的な意味合いが薄い場合と濃い場合といろいろあると思うので、全てが差別的だとは言えないのだと思う。

私の父親が踏切番やっていたのです。私はあえて「踏切番」というのはずっと言うようにしていました。親父が喜ぶかどうか知りませんが。「交通警察」だと何かかたくて。だからそれは「番」という仕事が悪いのだというのを跳ね返す意味も含めて、いわばカウンターの意味合いで「踏切番」という。「何々屋さん」というのもそういう要素もあるかなとは思っています。

常識的には悪いものだとはほとんどしみついて広がっていますからね。悪意がなければ使うのはいいのではないのかと。奨励はするような話ではないと思うのですけれども。

【押田委員】 幼い子が手を振って「ごみ屋さん」と言われたらそれは親しみのある言葉なのですよ。そんなことを差別だなんてとても言わないです。

【藤沢委員】 ただ、国立市内の場合はどんなふうにそういうのが意識されているかというのはちょっと私は気になっていて、特に市内に働いていると職業が分かっちゃうからほかに行かせるケースもいっぱいあるのですよね。清掃局に初任できたときに地元配属しないですよ。

【押田委員】 しないです。そうでした。

【藤沢委員】 私どもの仲間になったときに「いや。地元で働きたいのだけど」と言って申し入れたら、本人の希望だからいいでしょうと言って地元にしてくれたことがありました。

要するに、地元でやると職業がばれる。だから清掃局自体が初任の者はそこに配属しないというシステムになっているわけです。職業を隠すとかという話ではないだろうと言って啓発していきなり、変えていくのが望ましいと言ったことがあります。

【炭谷会長】 三井委員どうぞ。ご質問ございますか。

【三井委員】 今聞いていて、私は学校の授業でそういう職業の差別があるということを子どもたちにしっかり伝えていかなければ駄目だなと思いました。

【炭谷会長】 そうですね。それは押田さんも強調されています。

【押田委員】 子どもたちには清掃の話にとどまらず、直接人権の問題とか差別の問題に触れることを学校で話すのがものすごく必要なことです。ちょうど3、4年生というのはギャングエイジと言われて、悪いこともどんどん覚えるのですよね。そのときにきちんと人権に立つような刺激を得ることによって変わることもできるし、私は子どもが変われば絶対大人が変わると思うのです。悪い影響は大人から受けやすいのですけれども、子どもはそういう意味でちゃんと目覚めてくれれば、それが大人に伝わって社会が変わっていく。そういう意味での学校の大事さというのは、今、言われたとおり本当に感じますね。

【炭谷会長】 ありがとうございます。まだまだいろいろとお聞きになりたいことがあると思います

けれども、ちょうど1時間が来ましたので、ここで10分間休憩と換気をしたいと思います。

(10分間の休憩・換気)

【炭谷会長】 それでは再開したいと思います。

それでは後半は「高齢者」の人権課題について、国立市の健康福祉部の大川部長と地域包括ケア・健康づくり推進担当の葛原部長からお話を頂きたいと思います。

【大川部長】 皆さんこんばんは。健康福祉部長の大川と申します。よろしくお願いいたします。本日は隣の地域包括ケア・健康づくり推進担当部長の葛原とともにこの場を頂きまして、高齢の方の主に認知症の方の人権、意思の決定支援に関して、国立の実践とともに皆様にご紹介、ご報告さしあげることができればと思っております。

最初ビジュアルを15分程度御覧いただきまして、その後、葛原から中身をご説明させていただければと思っております。

【葛原部長】 皆さんこんばんは。地域包括ケア・健康づくり推進担当部長の葛原でございます。

今、高齢の方も、その人その人が自分らしく生きるために市として何ができるかという点で、認知症の課題に取り組んでいることを少し皆様方にご紹介できればと思っております。

最初に15分のDVDをご覧いただきます。市では認知症の日のイベントというのを平成24年から10回程度やっています。認知症になってしまうと何も分からなくなってしまうのではないかと、認知症になったらおしまいだみたいな、そんな認識を持たれている方も以前はおられました。そこで、認知症を正しく理解してもらいたいということでこの認知症のイベントを始めました。最近では当事者の方のお気持ちをしっかり受け止めなければいけないということで、イベントに当事者の方に登壇していただいております。

今回は昨年度のDVDになるのですけれども、まずは見ていただきまして、その後少し補足でご説明させていただきます。

(DVD上映)

【葛原部長】 これが昨年度の認知症の日のイベントで流したものです。この中には認知症ではない方も出ておられるので誰が誰かも分からないというところもありますけれども、それぞれ皆様方のお話を聞くと、それぞれ「こんなふうにしたい」というご自分の思いとか、「私は隠さない。勇気を持って」という信念を持って生活されていて楽しいとか、あとは、本音は一人では寂しい、だからみんなの中にいる、だけど、ふらっと出ていきたくなくなってしまうという方もおられました。何かしら役に立ちたい、調理はすごく得意なのでそれをやっているときがすごく幸せといったように、本当に人それぞれ思いが違う。市としても何ができるかということでやっています。

国立市の高齢者施策を進めるに当たり「国立市地域包括ケア計画」いうのがありまして、今日は抜粋をお配りさせていただいております。

ここの「意思決定支援」というところを御覧ください。めくって3枚目になりますけれども、ページが「12」となっている下7行目から「(6) 意思決定支援」というところに国立市がどんな方向性を持って高齢者の意思決定支援をしていくかが書かれています。

ページが「13」、上から4行目に「高齢者の意思決定支援は『本人が意思決定できないから代行する』のではなく、意思決定できるように工夫をし、その判断を尊重しなければなりません」と本人の意思の尊重が大事ということをしっかり書きだしております。

「日常生活の『私』の思いの決定から介護が必要になった時にも『私』の思いを継続できるような

意思決定支援（ACP（アドバンス・ケア・プランニング））が求められます」と書いています。「ACP」は後でまたご説明いたします。

『私』を主体とした意思決定支援」というところですが、国も認知症の人の日常生活、社会生活における意思決定支援ガイドラインというのを平成30年に出しています。そこには意思決定支援のプロセスとして3つ、「意思形成支援」、その次が「意思表示支援」、3つ目に「意思実現支援」とあります。

まず「意思形成支援」。まず自分がどうしたいかというところでは、まず適切な情報だったり認識だったり、そういう環境がないとなかなか意思が形成されるということができないのでその支援が必要だということ。

2つ目の「意思表示支援」。この表明というのは、思っているけれどもそれを適切に表現する、表出する、そこができないのであればその支援が必要ということ。

3つ目の「意思実現支援」。こちらは「意思を持っています」「表明しました」、それを生活に反映するといった支援です。これがプロセスとしてつながって本人の意思が尊重されて自分らしい生活へとつながります。

ただ、なかなかそのプロセスの中で、高齢者だったり認知症の方だったりという困難なことが起こります。そういった場合に国立市の取組としては、そこで関わっている人たちが集まって、小地域ケア会議と称して、ご本人も交えて皆さんで本人の気持ちを一緒に考えたり、本人からお伺いしてそのうえでどうやっていくというのをチームで考えていく会議というのを設けてやっております。

なかなか難しいところもありますのでけれども、まずは皆様方でも自分の思いというものをしっかり残しておくことが大事ということで、昨年度ぐらいから国立市でも進めようとしているのが「ACP」の取組です。今日お手元に東京都が作成しました「ACPわたしの思い手帳」というのをお配りさせていただいております。たまたま、この思い手帳を作る東京都の推進会議に私も縁があって参加しておりますので、この経過も把握しながら作らせていただいております。

「ACP」が何かというと「アドバンス・ケア・プランニング」、アドバンス、あらかじめ・事前に、ケア、医療や介護・生活のケアの、プラン、計画を立てる。このプロセスを「ACP」と言います。

これをなぜ進めたいかということですのでけれども、7ページ目を御覧ください。「ACPって何？」。「自分が病気になったり、介護が必要になったりしたときに、『自分はどう生きたいか』をあらかじめ考え、家族や大切な人、医療・介護ケアチームと繰り返し話し合い、自分の思いを共有することを、アドバンス・ケア・プランニング（Advance Care Planning）、略してACPといいます。将来の自分の変化に備えて、あなたの人生観や生きがいを考え、医療や介護のことについて準備しておくことは大切です。ACPは自分が自分らしく生きていくため、人生観・価値観から将来の生活や医療・介護のことを、一人ではなくみんなで考え実践していくことです」とあります。

認知症の方の思いを考えるにあたってすごく苦勞する部分があります。そのためもっと前から自分はどうしたいかを考えていく作業というのは私たちにも必要なのではないかと。考え方というのは常に固定するものではなくて日々変わっていきなり、時期が変われば変わっていきなり、何かハプニングが起こればまた変わったりということがあるので、これをやりながら、自分はどうしたいのだということを考えてみる。継続してやっていって残ったものを手がかりに、自分が本当に最後まで「こういうふうにしていきたいんだ」ということを実現できるものになればということで取組を進めていこうと考えています。

例えば、11ページからはこのACPがあるとこんなふうがいいという事例があつて、例えば、Cさんですと「認知症の父との話し合いが難しい」「認知症の父は、最近判断力も衰えて会話も難しくなってきた……。どうやって先のことを話し合えばいいの？」ということで、なかなか言い出せなかったり聞き出せなかったりということが次のページに事例として載っています。

こういったことを見ながら、自分だったらとか家族だったらとかそういったことに役立てていただきながら、本人がどうやって生活していきたいか、どうやって生きていきたいか、どんなふうに思いを持っているのかというのをみんなで考える。それが本人の意思の尊重というところにつながるのではないかと考えております。

最後にDVDにもありましたけれども、これは認知症に限らず地域で誰もが当たり前暮らしに暮らせるまちにつながっていくのではないかと考えております。

私からの説明は以上になります。

【炭谷会長】 どうもありがとうございます。大変積極的な取組をされているという印象を持ちました。

それではご質問なりご意見ありましたらご自由にお願ひいたします。どうぞ、神田委員。

【神田委員】 認知症の方の人権という視点で見た場合に、今、映像にも出てきた中ですと自己決定権の話なのかなと思って聞いていたのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。または、別の人権もテーマになっているのかどうか。

【葛原部長】 今申し上げたところは、本人の自己決定を支援すると捉えています。

【炭谷会長】 認知症においては自己決定が非常に重要ですけれども、もちろんその人の健康なり生活をちゃんと維持するという人権も併せて重要なのだらうと思います。例えばACPの関係では自己決定権を尊重している取組もそうだらうと思います。

【大島委員】 このACPのプログラムというのは何となく分かったのですが、問題は決定するまでのプロセスの中でどんな課題があつて、そこに家族関係の様々なトラブルだとか、周囲の人権上の課題だとかがあるのか、具体的に教えていただけるとありがたいのですが。

【炭谷会長】 難しい具体的なケースは何かございますか。

【葛原部長】 本当に様々な課題があります。家族関係も一概に、本人の意思決定を進めるに当たって、うまく進む場合と、揺れ動きながら選択をしていく家庭もありますので、今言ったように課題がたくさんあるというのはすごく感じているところです。

【炭谷会長】 三井委員どうぞ。

【三井委員】 何点かあるのですが、高齢者は介護保険も含めた介護の幅が狭すぎる。一人一人の個性に合わせていろいろなことを考えていくと言いながら、役に立つ自分を高齢者に押しつけすぎるといふか、このACPに関しても、元気なときにやってほしいですが、認知症になったり車椅子になった後のやってほしいことというのは、人格が変わるほど違うと思うのですよね。

人に迷惑をかけたくないという記号を出したとしても、介護をされないと生きていけない場合は当然出てくるわけですから、認知症になったときの希望をどれだけ叶えていけるかということが必要なことなのかなと感じました。しょうがいしゃの運動をずっとしてきましたので、例えば介護者が一人でできなくなったからデイサービスに通うとかだけではないと思います。好きな場所でどうやって生活していけるのかという選択肢が「家族に迷惑をかけない」であつたとしたら、皆さんはデイサービスに行きたいというのかなと。そういうことも含めて国立市は考えていくべきなのではないでしょう

か。

もう1つ、押田さんのところで言い忘れていたところがあるので一言いいですか。

ごみの清掃の方への差別について教えることは繰り返しやっていかなければいけないことだと思います。子どもたちに対して、自分たちが出したごみなのにそれによって差別をされる人がいることを、1年生のときから毎年やっていく必要があると思います。

【炭谷会長】 後者のほうは、そのとおりだと押田委員も理解されるのではないかなと思います。

また前者について、高齢者も変化をするということも事実ですし、多様性がある、非常に幅が広いというご指摘を頂いたのではないかなと思います。

【大川部長】 今、三井委員がおっしゃったことは本当にそのとおりだと思っていまして、その方お一人お一人にストーリーがありますから、その先その方がどう過ごすか、その方らしく過ごせるというのはどういうことなのだとすることを、その関係者の方やご家族もちろん、その方を真ん中に置いて考えていくということが非常に重要なんだと思います。

実はこの意思決定支援をやっていくというプロセスに、幾つもうまくいかないことがあった。私も地域包括支援センターにいながら高齢の方と関わってきて、たくさん悩みを持ちかけられています。例えば電話がかかってきて、「どうしてあの人を施設に入れてあげないのですか」という市民からの切実な訴えがありました。ご本人の意思とは全く逆のことをおっしゃっているのですけれども、周りの方も地域の生活者だとするとご本人のことを考えておっしゃっている。一方ご本人は、意思を何とか確認しようと関わっていくと、やはり地域に居たい。家族と一緒に暮らしたところだからこの家に住みたい。随分できないことが多くなってきたのですけれども、まだできるとおっしゃる。そういうようなことが地域では起こります。

どうしたかという、地域包括支援センターで、何人かの方々に集まってもらって、そこで状況をご説明して、もちろんご本人の確認は取りながら、どのようにしていくのかということは何回か繰り返しお話をしました。

結果的には周りの方が見てくれるようになりました。何か変わったことがあったら市に連絡をくれるようお願いして、サービスももちろん増やしましたけれども、地域で過ごし続けることができるようにしました。

それはうまくいった例ですけれどもそればかりではないので、ご本人を真ん中にしてどのように周りが考えられるか。それを地域でどう作っていけるのかということがまさに行政に問われていると感じています。以上です。

【炭谷会長】 ありがとうございます。まだまだご意見があろうかと思いますが時間も押し迫ってまいりました。それではこの辺りで終わります。

残りの時間で事務局から、前回の審議会以降の市の人権の動向について、情報共有がございますので説明をお願いします。

【事務局】 この間の人権に関するいくつかの取組、または平和に関する取組を簡単にお話しさせていただきます。

まず1点、9月中旬に三井委員が所属されております「ワンステップかたつむり」の皆様と市の児童青少年課で共同開催でのイベントを行いました。また三井委員は11月、国立市内の小学校で人権授業という形で、市内の学校の6年生に授業をするという機会がございます。

また、前回の6月には、女性の人権をテーマにJ i k k a（ジッカ）の遠藤さんにお話しいただき

ましたけれども、実はI K E Aという北欧の家具のメーカーさんが女性支援をする施設への家具を無償で提供する取組をやっております。この間、J i k k a（ジッカ）さんと市が家具の提供支援を受けまして、今後の女性支援の充実を図っているところです。

また、このコロナ禍で生理の貧困という言葉が報道で聞かれたことがあるかもしれません。経済的貧困から生理用品を購入することが非常に困難になっている女性がいるという現状があります。国立市では、この令和3年度の初めから生理用品の無償配布の事業等を現在まで取り組んできております。

また、平和事業に関しましては、毎年8月を中心に、市民の皆さんに原爆または戦争を考えていただく機会を幾つかの催し物として行ってまいりました。

直近では、戦後76年を経過するに当たり、戦争体験を記録保存していくという取組を国立市、日野市、多摩市と連携して行っているところです。いずれこういった平和事業が少し取りまとまったものを皆様にはご説明をさせていただきたいと思っております。

【事務局】 4月から施行しましたパートナーシップ制度についてです。これまでの半年間で、届出された方が14組いらっしゃいます。都内でほかにも11自治体やっておりますけれども比較的多いペースで受けています。国立の制度は都内では唯一事実婚も入れており、市内在勤の方も対象に入れているので範囲が広がっているため、数としては多くなっているという状況でございます。

【事務局】 例年12月の人権週間にイベントを開催しておりますが、今年は「くにたち人権月間」として、11月から1月までの3か月間で人権に特化した事業を、さらに市民の方々と一緒になってイベントを組んでいこうということで今進めております。

資料No. 7-3を後で御覧いただければと思うのですが、12月6日、7日、8日と3日間連続でオープニングイベントを企画をしております。ぜひ皆様方にもご参加いただければと思っております。

それから同じく実行委員会の企画で、1月26日にこの月間の締めくくりのイベントとして仮称「くにたち人権サミット」を開催することが決まっております。こちらには炭谷会長にもご登壇いただきお話を頂きます。以上です。

【炭谷会長】 ありがとうございます。藤沢委員、どうぞ。

【藤沢委員】 簡単に報告だけ。戦前の昭和10年にやった調査をベースにした全国の部落リストを、示現舎という出版社と宮部氏という人がインターネット上に流して、何回でも仮処分命令が出されてもやり続けているというケースがあり民事裁判になっていました。私も原告になっており、国立にも原告がいます。27日に判決がありまして、部分勝訴という言い方もしているのですが、示現舎の出版と宮部氏のそういう行為に関してはかなり厳格に禁止をする判決文になっています。民事裁判ですので、人権侵害で被害を受けても金銭で要求をしているという格好になっております。

この認定が非常に問題で、要するにプライバシーの侵害ということをかなり狭く捉えて認定しています。私の場合は電話番号を追跡される被害を受けています。しかし私たち原告自ら言っているものは公開されているものとみなしてもしょうがないだろうみたいな感じの扱いなのです。

このプライバシーの侵害が5,000円です。5,000円が最低のようですが、おおむね4万円と聞きました。およそこの種の人権侵害を積極的に考えるというよりは限定して補償もしないという裁判官の姿勢がうかがえます。

例えば、私の場合本籍が父親の段階から府中にないわけです。生活の基盤は府中と部落とその周辺ということだったので、本籍地がないから、現住所も違うからという格好で裁判所の判断

では全部切られてしまう。だけれども部落差別は本籍地があろうとなかろうと、その関係者というだけで差別を受けるわけですね。本人だけでなく親戚にも類が及ぶわけです。だからこそ全国部落調査の情報を無制限に流すなんていうのは問題なわけですね。だから裁判所の認定がおおよそ部落問題を踏まえているとはとても思えない。

差別禁止法がないから一般法の人権侵害を限定してやるような格好の裁判になる。個別被害を限定的にやって、何かバランスを取ったような変な裁判になっています。当然控訴しています。この裁判も、逆に手口を教えているような、悪く言えばこの範囲でやれば大丈夫だよと言っているような裁判だと私は受け止めています。

【炭谷会長】 全国紙も非常に大きく取り上げておりましたように、これから高裁で議論されると思いますので注目していきたいと思っております。

それでは今後の日程について。前回の審議会後、各委員に日程の調整のご協力を頂きました。できるだけ月に1回ないし2回というペースで精力的にやっていきたいと思っております。したがって、全委員のご出席が難しい場合もあろうかと思えますけれども、過半数に達しないことにはできませんので、できるだけたくさんの方がご出席できる日を選んで開催したいと思えます。

それでは事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 資料No. 7-4が最新の日程表になります。次回は11月15日月曜日、テーマは「子ども若者」ということで進めております。報告してくださる方ですけれども、「川崎市子ども夢パーク」の西野さんにお越しいただく予定で今調整しております。それからもう1つ「様々な人権侵害」としてテーマを設けてやりたいので事務局で検討をしているところです。

併せまして、資料No. 7-5に、前回の女性の課題について素案のための文案を示しております。こちらは事務局案ですので、ぜひ忌憚なくご意見をお寄せください。後で皆様にメールでもお送りしますので、打ち込んだものをお送りいただいても構いません。締め切りは11月4日木曜日とさせていただきます。

【炭谷会長】 それでは次回11月15日月曜日4時からですので、大変ご多忙のところお集まりいただいて本当に恐縮に存じますけれども、予定をしておいていただければと思います。

本日の審議会は以上でございます。ありがとうございました。

— 了 —